



## Tax Newsflash

中国

デロイト トーマツ税理士法人

2015年11月13日号

※本ニュースレターは、[英文](#)(または中文)ニュースレターの翻訳版です。  
日本語訳と原文(英文または中文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

### 研究開発費用の追加控除政策の適用範囲の拡大

中国の財政部、国家税務総局および科学技術部は11月3日に財税[2015]119号の通達(以下「119号通達」)を公布した。これは、企業の研究開発活動をさらに奨励するために、課税所得の計算において、実際発生額に加えて追加で控除できる研究開発費用の範囲を拡大するとともに、関連事項の整備を図ったものである。119号通達は2016年1月1日から施行される。

#### (1) 政策の背景

企業所得税法の規定によれば、居住者企業は研究開発費用の実際発生額を控除した上で、さらに実際発生額の50%を追加控除することができる。また、無形資産を形成する場合には、無形資産原価の150%を償却することができる。この優遇政策の目的は、一般的な意味での研究開発活動を奨励することにあるが、当該政策の現行の適用範囲は一部の業種および費用に限られているため、優遇の効果が十分に発揮されていない。このことから、今年10月21日に開かれた国务院の常務会議において、2016年1月1日以降、追加控除政策の適用対象となる研究開発活動および費用の範囲を広げ、企業の研究開発を促進することが決定された。119号通達は、この決定を実行するための具体的事項について明確にしたものである。

#### (2) 主な変更点

##### 1) 適用される業種の大幅な拡大

現行の規定によれば、追加控除政策の適用を受ける研究開発活動は「国家が重点的に支援するハイテク領域」および「当面優先的に発展させるハイテク産業化重点領域ガイドライン」に規定するプロジェクトに属するものでなければならない。これに対して、119号通達では、追加控除政策を適用できない以下の活動および業種を除き、企業で発生した研究開発活動はいずれも当該政策を適用できると規定している。よって、当該政策の適用範囲は大幅に拡大されたことになる。

適用できない業種	適用できない活動
➢ 煙草製造業	➢ 企業の製品(サービス)の通常のグレードアップ
➢ 宿泊および飲食業	➢ 科学研究成果の直接的応用

<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 卸売および小売業</li> <li>➤ 不動産業</li> <li>➤ リースおよびビジネスサービス業</li> <li>➤ 娯楽業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 商品化後に顧客に提供する技術支援活動</li> <li>➤ 既存の製品、サービス、技術、材料または工程プロセスの重複あるいは簡単な変更</li> <li>➤ マーケットリサーチ、効率調査または管理研究</li> <li>➤ 工業(サービス)プロセス段階または通常の品質コントロール、テスト分析、メンテナンス</li> <li>➤ 社会科学、芸術または人文研究</li> </ul>
--	---

119 号通達では、企業が革新的、創意的、画期的な製品のために行う創意設計活動により発生した関連費用は、規定に基づき追加控除できることも明らかにしている。ここでいう創意設計活動には、マルチメディア ソフトウェア、アニメゲーム ソフトウェアの開発、デジタルアニメ、ゲームの設計製作、建物建築工事設計、風景庭園工事特別設計、工業設計、マルチメディア設計、アニメおよび派生製品の設計、模型設計等が含まれる。

## 2) 追加控除できる費用の範囲の拡大

**追加された追加控除費用項目:**119 号通達では、追加控除できる研究開発費用の範囲に以下の費用が加えられた。

- 外部研究開発人員の労務費用
- 試作製品の検査費
- 研究開発活動と直接関連するその他の費用(例えば、専門家のコンサルティング料、ハイテク研究開発保険料、知的財産権の申請料、出張費、会議費等)。ただし、これらの費用は、追加控除可能な研究開発費用総額の 10%を超えてはならない

**“専ら”研究開発活動に用いられるという限定的表現の変更:**機器設備の減価償却費を例にとると、現行規定の表現によった場合、追加控除政策は“専ら”研究開発活動に用いられる機器設備の減価償却費に適用される。実務において、このような表現は論争を生じ易く、研究開発活動とそれ以外の活動に兼用される機器設備については、(当該機器設備が実際には主として研究開発活動に用いられていたとしても)その減価償却費はすべて追加控除政策を受けられないということになる。119 号通達では、“専ら”という限定的表現が削除された(変更後の表現は“研究開発活動に用いられる機器設備の減価償却費”である)ため、今後は、論争を生じることなく、企業の研究開発活動によって発生した費用について、十分に追加控除を受けられるようになるだろう。

## 3) 委託研究開発に係る処理の整備

現行の規定によれば、委託研究開発においては、受託者が委託者に研究開発プロジェクトの費用支出明細を提供しなければ、委託者は追加控除政策の適用を受けられない。第三者間の委託研究開発に関しては、このような要求はビジネス上の運用性を欠いている。また、受託者が取得する研究開発サービスの利益部分について、追加控除の範囲に含められるか否かについても異なる理解が存在する。

119 号通達では、委託者と受託者に関連関係がある場合、受託者は委託者に研究開発プロジェクトの費用明細を提供しなければならないと規定している。言い換えれば、第三者間の委託研究開発については今後、上述の明細は提供しなくてよいということであろう。また、119 号通達の規定によれば、委託研究開発において、委託者は独立取引の原則に従って決定された委託研究開発費用の実際発生額(すなわち、受託者の合理的な利益を含む)の 80%を研究開発費用に計上し、追加控除額を計算する。この処理はある程度、追加控除額の計算を簡易化し、税務機関と企業間の論争を減じることになるかもしれない。

なお、119 号通達の規定によれば、企業が国外の機構または個人に研究開発を委託することにより発生した費用は、追加控除の対象とはならない。

#### 4) 審査管理の簡易化と遡及適用のルールの明確化

119 号通達の表現および国务院の決定に基づき、追加控除政策については事後届出管理が行われる。企業が省部レベル以上の科学研究プロジェクトを担う場合、および過年度に既に鑑定を受けた複数年度にわたる研究開発プロジェクトについては、科学技術部門が再度、鑑定意見を出す必要はない。

また、119 号通達によれば、2016 年 1 月 1 日以降に企業が適時に研究開発費用の追加控除の優遇適用を受けられなかった場合、その後においてこれを遡及適用することができる。ただし、遡及期間は最長 3 年とされている。

#### 5) 納税者の義務の規範化と事後的な外部検査の強化

119 号通達では、企業が研究開発費用に対して個別帳簿管理をすることは求めていないが、国家の財務会計制度に従って研究開発支出の会計処理を行った上で、追加控除の対象となる研究開発費用について、研究開発プロジェクトごとに補助帳簿を設置し、当年度に追加控除を受けられる各研究開発費用の実際発生額を正確に集計し、計算すべきことを強調している。

特に留意しなければならないのは、119 号通達が税務部門に対して、追加控除政策の適用に係る事後管理を強化し、定期的に検査を行い、年度の検査割合は 20% 以上でなければならないとしていることである。

### (3) デロイトのコメント

119 号通達は、研究開発費用の追加控除政策の適用範囲を大幅に拡大するものであるため、今後はより多くの納税者が当該優遇の適用を受けることになるものと見込まれる。各企業は通達の規定に基づき、できるだけ早く自らの研究開発活動の整理を行うとともに、コンプライアンスと今後の外部検査への対応のために、研究開発費用の計算と集計のプロセスを整備することが必要になるだろう。また、研究開発費用の追加控除政策に係る法規と実務の今後の動向にも留意しなければならない。

#### 関連通達:

[研究開発費用の税前追加控除政策の整備に関する通知\(財税\[2015\]119号\)\(中華人民共和国財政部ウェブサイト\(中国語\)\)](#)

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao)

## 問い合わせ

### デロイト トーマツ税理士法人

エグゼクティブオフィサー 大久保 恵美子

email: [emiko.okubo@tohatsu.co.jp](mailto:emiko.okubo@tohatsu.co.jp)

### 東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

新東京ビル 5 階

T e l: 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax-co](http://www.deloitte.com/jp/tax-co)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。